

令和5年度エコタイヤ購入促進助成事業概要

公益社団法人 福岡県トラック協会

交付要綱	別添「令和5年度エコタイヤ購入促進助成事業交付要綱」の通り
申請方式	購入・装着及び支払完了後の 事後申請方式
助成対象	令和5年4月1日～令和6年2月末日までの期間に 、新規にエコタイヤを購入、装着し、支払いまで完了させた会員事業所
助成対象品	転がり抵抗を軽減し、燃費の向上を図ることが出来るエコタイヤ 【リトレッドタイヤ・再生タイヤを含む。】 月次定額制サービス商品、中古品は対象外 ※エコタイヤ購入助成対象一覧参照
助成交付額及び本数	エコタイヤ1本当たりの助成額は購入価格（税別）の半額（1,000円未満切捨て）とし、上限5,000円とする。 1会員事業者当たりの助成本数は、上限20本までとする。

【助成金の申請方法】

会員事業所は、エコタイヤを購入、装着し、支払い（リース・割賦契約）まで完了させ、下記書類を県ト協業務1課宛、FAX【092-451-7964】にて提出してください。

※対象期間中でも申請額が予算枠に達した場合は、その時点で受付を終了します。

【予算執行状況については、県ト協ホームページにて随時お知らせいたします。】

申請受付期間：令和5年12月4日（月）～令和6年2月29日（木）

《提出書類》

- ① 様式1 エコタイヤ購入促進助成事業実績報告書（助成金交付申請書）
- ② 様式2 エコタイヤ購入促進助成事業実績報告内訳書
- ③ 請求書又は納品書（メーカー名・商品名・型式・購入本数・単価・請求金額・発行年月日が明記されたもの）の写し
- ④ 領収書又は金融機関振込通知書等の写し

※請求書に商品名・型式の明記が無い場合は、「エコタイヤ販売装着証明書」の追加添付が必要。（販売装着証明書のみを提出しての申請は不可。）

※リース、割賦購入による新車登録時の装着の場合は、③④に代わり、リース契約書又は割賦販売契約書及び物件受領書等（対象車両の登録番号の明記が必要）の写しと「エコタイヤ販売装着証明書」を添付する。

令和5年度エコタイヤ購入促進助成事業 交付要綱

公益社団法人 福岡県トラック協会

〔目的〕

第1条 この要綱は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という。）が、原油価格や物価高騰等の影響を受ける会員事業所に対し、事業用貨物自動車へのエコタイヤの購入及び装着を促進し、燃費向上による輸送コストの負担削減に資することを目的とする。

〔助成対象者〕

第2条 県ト協に所属する会員事業所（以下「会員」という。）とする。

〔助成条件〕

第3条 会員が所有する、福岡県内に登録している事業用貨物自動車（軽貨物及び自家用自動車を除く。）に、新規に購入したエコタイヤ（リトレッドタイヤ・再生タイヤを含む）を装着し、支払いまで完了させ、県ト協に申請したものとする。

〔助成対象品〕

第4条 転がり抵抗を軽減し、燃費の向上を図ることが出来るエコタイヤ（リトレッドタイヤ・再生タイヤを含む）で、別表のとおりとする。

【 ※月次定額制サービス商品、中古品は対象外とする。】

※エコタイヤ購入助成対象品一覧参照

〔助成対象期間〕

第5条 令和5年4月1日より令和6年2月末日までとする。

但し、対象期間中でも予算枠に達した場合は、その時点までとする。

〔助成の交付額及び本数〕

第6条 助成金の交付額及び本数は次のとおりとする。

助成額は、エコタイヤ1本当たりの購入価格（税別、工賃及び付属品等は除く。）の半額（1,000円未満切り捨て）とし、上限5,000円とする。

なお、1会員事業所当たりの助成本数は、上限20本までとする。

〔助成申請方法〕

第7条 会員は、県ト協に必要書類を提出することとする。なお、申請受付期間は、次のとおりとする

《受付期間》 令和5年12月4日（月）～ 令和6年2月29日（木）

《必要提出書類》

- ① 様式1 エコタイヤ購入促進助成事業実績報告書（助成金交付申請書）
- ② 様式2 エコタイヤ購入促進助成事業実績報告内訳書
- ③ 請求書又は納品書（メーカー名・商品名・型式・購入本数・単価・請求金額・発行年月日が明記されたもの）の写し
- ④ 領収書又は金融機関振込通知書等の写し

※請求書に商品名・型式の明記が無い場合は、「エコタイヤ販売装着証明書」の追加添付が必要。（販売装着証明書のみを提出しての申請は不可。）

※リース、割賦購入による新車登録時の装着の場合は、③・④に代わり、リース契約書又は割賦販売契約書及び、物件受領書等（対象車両の登録番号の明記が必要）の写しと「エコタイヤ販売装着証明書」を添付する。

〔助成金の交付〕

第8条 助成は申請受付順に行う。

2 県ト協は、会員の指定する金融機関に助成金を振り込み、交付するものとする。

〔財産の処分制限〕

第9条 会員は、助成対象のエコタイヤを購入日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。

〔雑則〕

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

〔附則〕

本要綱は、令和5年4月1日より施行する。